

学校法人敬和学園公益通報に関する規程

2018年1月29日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人敬和学園（以下「本学園」という。）における公益通報の処理体制及び公益通報者の保護、その他必要な事項について定めることにより、法令違反行為の早期発見と是正措置を図り、もって本学園の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本学園の職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本学園の業務若しくは組織または職員等に法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしていることに関して、本学園が設置する通報受付窓口に対してなされる通報をいう。

2 本学園におけるハラスメントに関する通報は、「学校法人敬和学園ハラスメント防止に関する規程」により対応する。

3 敬和学園大学における研究費に関する通報は、「敬和学園大学研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関する規程」により対応する。

(公益通報者)

第3条 この規程において「公益通報者」とは、次の各号に掲げる通報等を行った者をいう。

(1) 本学園と雇用関係にある教員及び職員（役員及び労働者派遣契約その他の契約に基づき、本学園の業務に従事する労働者を含む。以下「職員等」という。）

(2) 本学園の学生（研究生・科目等履修生・特別聴講学生を含む）・生徒及び学生・生徒の保護者（公益通報等窓口）

第4条 公益通報及び公益通報に関する相談（以下「公益通報等」という。）に対応するため、法人事務局総務課を通報窓口とする。

2 公益通報等の処理を統括するため大学事務局長又は高校事務長を公益通報処理責任者とする。

3 通報窓口以外の教職員等が公益に関わる通報を受けたときは、速やかに通報者に対して通報窓口に通報するよう、助言を行わなければならない。

(公益通報等の方法)

第5条 公益通報等は、電子メール、FAX、電話、書面及び面談により行うものとする。

2 公益通報等を行う場合、原則として氏名及び連絡先を明らかにして行うものとする。

3 匿名により公益通報がされた場合は、当該公益通報を信ずるに足りる相当の理由及び証拠等がある場合に限り、公益通報として受け付けることができる。

(公益通報等の受付)

第6条 通報窓口は、公益通報を受けたときは、すみやかに公益通報処理責任者に報告する。公益通報処理責任者は公益通報を受理したときは、これを速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、通報窓口が受け付けた日から20日以内に調査の実施の有無について、公益通報者に対して通知しなければならない。

3 前項において、以下の各号により公益通報として調査を実施しない場合は、書面によりその理由を付して、通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りではない。

- (1) 第2条第2項及び第3項に関する通報の場合
- (2) 通報した事実が存在しないことが明らかである場合
- (3) その他、意見や苦情など公益通報の事実調査が不可能な場合

4 前項第1号に関する通報は、第2項の通知に加え、所管部署に通報事実を伝達し、各々の規程に基づき処理しなければならない。

5 理事長が被通報者の場合は、理事会で定めた理事長職務の代理者がその任務を代行する。
(調査委員会)

第7条 理事長は、通報事実の調査を行うため、調査委員会を設置し、調査を命ずることができる。

2 調査委員会の委員は、理事長が指名した調査事実に関係しない教職員又は弁護士、公認会計士等の専門家の中から複数人を任命する。

3 調査委員会の委員長は、前項の中から理事長が指名する。

4 調査委員会は、公益通報された法令行為違反に関する調査を行い、公正不偏に調査を実施しなければならない。

5 調査委員会は、その判断にあたり外部の有識者に意見等を求めることができる。

(調査協力義務)

第8条 公益通報に係る調査に際して協力を求められた部署及び教職員は、正当な理由がある場合を除き、積極的にこれに応じなければならない。

(調査結果の通知)

第9条 調査委員会は、調査を終えたときは、直ちに理事長に報告するとともに、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。ただし、匿名による公益通報の場合又は公益通報者が特定できない場合は、この限りでない。

(是正措置等)

第10条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合は、直ちに是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は関連部署の長に対し、是正措置を講ずるよう命じるものとする。

2 理事長は、前項の是正措置等を講じたときは、公益通報者に対し、前条の結果に併せて是正措置等の結果を通知するものとする。

3 理事長は、当該調査の結果及び是正措置等の内容について、必要と認めるときは、公表又は関係行政機関に対し、報告を行うものとする。

(懲戒処分等)

第11条 理事長は、調査の結果、法令違反行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した職員等に対し、氏名の公表、就業規則等に基づく懲戒処分等や告訴・告発等を行うことができる。

(被公益通報者の保護)

第12条 本学園は、第6条第3項、第9条、第10条第2項の規程により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被公益通報者、又は当該調査等に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

2 調査の結果、通報に係る事実がないことが判明し、被通報者の名誉が害されたと認められるときは、本学園は、事実関係の公表その他被通報者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第13条 理事長は、職員等が公益通報等をしたことを理由として、公益通報者に対し解雇（派遣契約その他の契約に基づき本学園の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）その他不利益な取扱いを行ってはならない。

2 本学園の役員又は職員等は、公益通報等をしたこと及び調査に協力したこと等を理由として、当該公益通報等に関係した者に対して嫌がらせその他不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、公益通報等をした職員等の職場環境又は修学環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第14条 この規程に定める公益通報等の業務に携わる者又は携わった者は、公益通報等をした者の個人情報、公益通報等の内容及び調査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく前項に規定する秘密を漏らした職員等に対し、就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(不正目的の通報)

第15条 公益通報をする者は、不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を加える目的その他誹謗中傷等の不正な目的をもって公益通報等を行ってはならない。

2 理事長は、前項に規定する通報をした職員等に対し就業規則等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

(事後確認)

第16条 理事長は、公益通報の処理が終了した後、不正行為が再発していないか、是正措置又は再発防止策が十分機能しているかを確認するとともに、公益通報者及び調査協力者に対する嫌がらせや不利益な取扱いが行われていないか適宜確認しなければならない。

2 理事長は前項の事後確認を第7条第2項に定める者に命ずることができる。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は法人事務局総務課とする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2018年1月25日から施行する。

学校法人敬和学園公益通報受付票

記入日 年 月 日

1. 通報者氏名【必須】				
2. 通報者の所属【必須】		所属部署又は会社名		
		大学)	学科	学年
		高校)	学年	
3.【いずれか一つは必須】 連絡先	住所（自宅・職場） ※いずれか○	〒（ ）		
	電話番号（自宅・職場・携帯電話）※いずれか○			
	Fax 番号（自宅・職場・その他）※いずれか○			
	E メールアドレス			
4. 希望する連絡手段		電話・FAX・Eメール・郵送・その他		
5. 通報内容を知った年月日		年 月 日		
6. 被通報者の氏名・所属部署【必須】		氏名 所属部署		
7. 通報者との関係【必須】 ※いずれか○		<ul style="list-style-type: none"> ・被通報者が自ら使用する労働者 ・通報者は派遣労働者であり、被通報者が派遣先の事業者 ・被通報者との取引関係のある事業所の労働者 ・学生・生徒又は保護者 		
8. 法令違反、又は法令違反のおそれがある行為の具体的内容				
9. 証拠物件等の有無【必須】 例：写真、書面、データ等		<ul style="list-style-type: none"> ・有り（証拠物件の種類： ） ・無し 		
10. 他に通報内容を知っているものがいるか、いればその者との関係 (例:家族、同僚、上司等)		<ul style="list-style-type: none"> ・いる（関係： ） ・いない 		

受付日・受付担当者	証拠物件	理事長へ報告日	調査の必要性	調査有無の通報者への通知日
年 月 日 担当：	十分・不十分	年 月 日	有り・無し	年 月 日